

消防機関への転院搬送の要請に関するガイドライン

備中地区メディカルコントロール協議会

【ガイドライン作成の背景】

備中地区6消防本部における転院搬送の件数は増加傾向にあり、全救急出動件数に占める転院搬送の割合は10～20%となっている。

また、救急出動件数も、ほぼ一貫して増加しており、このままでは真に救急車を必要とする傷病者への対応に影響が出かねない状況である。

また、平成27年度救急業務のあり方に関する検討会（総務省消防庁、厚生労働省）では、限りある搬送資源を緊急性の高い事案に優先して投入するために、転院搬送に係る救急車の適正利用について検討されました。この検討を受け、平成28年3月31日に消防庁次長、厚生労働省医政局長の連名により「転院搬送における救急車の適正利用の推進について」が発出されました。

以上を踏まえ、備中地区メディカルコントロール協議会では、消防機関への転院搬送の要請に関するガイドラインを作成しました。

緊急度の高い傷病者に優先的に搬送資源を投入できるよう、当該ガイドラインに従い、転院搬送の要請をしていただきますようお願いいたします。

【転院搬送時の確認ポイント】

1 転院搬送の基本要件について

次の(1)、(2)、(3)の全てに該当すると要請元の医師が判断した場合が、消防機関による転院搬送の対象となります。

- (1) 緊急に処置が必要である。
- (2) 要請元医療機関での処置が困難で、高度・専門医療が必要である。
- (3) 医療機関所有の車両、民間の患者搬送事業者等の活用ができない、または傷病者の状態からそれらの車両での搬送が適切でなく、消防機関の救急車以外に搬送の手段がない。

※参考 救急業務に該当する転院搬送は、当該医療機関で治療能力を欠き、かつ、他の専門病院に緊急に搬送する必要がある、他に適当な搬送手段がない場合は、要請

により出動すべきものと解する。(昭和49年12月13日付け消防安131号、消防庁通知から抜粋)

2 適用除外

- (1) 傷病者の迅速な受入れのために、転院搬送を前提として傷病者の受入れを行った医療機関は、上記の3つの条件に関わらず、消防機関による転院搬送を要請することができる。
- (2) ドクターヘリから傷病者を引継ぎ、医療機関まで搬送する場合は、適用除外とする。
- (3) 要請元医療機関から消防機関の救急車(隊)を介してドクターヘリ、ドクターカーに傷病者を引継ぐ場合は適用除外とする。

3 転院先の確保について

緊急時を除き、あらかじめ転院する医療機関を決定し、受入れの了承を得てください。

4 医師・看護師の同乗について

転院搬送は、要請元医療機関の管理と責任の下で行うため、原則として医師又は看護師の同乗が必要です。やむを得ず、同乗できない場合は救急隊のみで搬送することについて、要請元医療機関の医師が患者・家族に説明し了承を得てください。

また、必要な処置について救急隊に指示してください。

※参考 既に医療機関に収容されている患者を他の医療機関に搬送することは、医療機関の管理と責任において実施するものと解する。(昭和49年12月13日付け消防安131号、消防庁通知から抜粋)

5 転院搬送 傷病者情報の記入について

別紙様式「転院搬送 傷病者情報」に必要事項を記入し、救急隊に直接渡してください。

6 転院搬送後について

原則として、次の救急要請に対応するため、要請元医療機関の医師又は看護師を救急車で送ることはできません。(それぞれの地域の事情を考慮し医療体制を維持するために、帰署時の同乗が必要な場合は、この限りではありません。)

7 転院搬送の範囲について

原則として、県外への転院搬送には対応できません。(県境と接する地域についてはこの限りではありません。)

転院搬送の流れ

